

福祉サービス第三者評価とは？

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公平・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組みです。

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることを目的として実施しています。



社会福祉法での位置づけ <第78条>

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場にたつて良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない。

岩手県の推進体制

全国社会福祉協議会
(全国推進組織)

連携

岩手県
(都道府県推進組織)

研修

認証

第三者評価機関

評価

受審

福祉サービス事業者

公表

利用

福祉サービス利用者

評価機関

岩手県では、下記2機関を評価機関として認証しています。(令和7年7月現在)

受審を希望する場合には、下記評価機関に直接お問い合わせください。

◆ 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3
TEL 019-637-4407
FAX 019-637-4255
代表者 会長 千葉 茂樹
【認証 平成17年12月27日】



◆ 特定非営利活動法人 いわての保健福祉支援研究会

〒020-0871 盛岡市中ノ橋通2-4-16
TEL 019-604-8862
FAX 019-604-8863
代表者 理事長 水野 和彦
【認証 平成21年3月5日】



発行元

岩手県保健福祉部地域福祉課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL 019-629-5437 FAX 019-629-5429

E-mail fukushihoujin@pref.iwate.jp

岩手県福祉サービス第三者評価事業
に関する情報を掲載しています→



岩手県

福祉サービス 第三者評価

受審のご案内

第三者評価受審により…

- ①福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果などが明らかになります
- ②福祉サービスの具体的な改善点を把握し質の向上に結びつけることができます
- ③利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります
- ④利用者や家族、地域への説明責任を果たし信頼を高めることにつながります

出典 社会福祉法人全国社会福祉協議会



評価の流れ

福祉施設・事業者

第三者評価者

受審申込

事前説明等

契約の締結

事前準備

- 自己評価の実施・提出
- 必要書類の提出

等

事前分析

- 施設・事業者からの提出書類による事前分析
- 自己評価の確認・分析

等

訪問調査

評価結果の取りまとめ

評価結果の公表

WEBで公開



※上記は標準的な流れです。詳細は各評価機関にお問合せください。

評価基準

国のガイドラインを踏まえ、以下の基準により評価を行います。

各サービス種別共通の評価基準

45項目

- I. 福祉サービスの基本方針と組織
- II. 組織の運営管理
- III. 適切な福祉サービスの実施



サービス種別毎の付加基準

20項目程度

【サービス種別】

障害者・児福祉サービス事業所等、保育所、女性自立支援施設、児童館、自立援助ホーム、ファミリーホーム、高齢者福祉サービス事業所、救護施設、放課後児童クラブ

<評価項目の一部紹介>

保育所：子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
児童館：子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見を尊重している。
高齢者福祉サービス：利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。

※第三者評価の受審義務がある社会的養護施設の評価基準については、全国社会福祉協議会HPをご覧ください。

評価結果の公表

岩手県のHPで、受審結果を公表している事業者名を公表しています。

評価結果の詳細については、WAMネット及び全国社会福祉協議会のHPからご覧いただけます。



WAMネット



全国社会福祉協議会HP

評価結果の見方

a評価

よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b評価

aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、aに向けた取り組みの余地がある状態

c評価

b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価結果は福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

* Q & A *

Q 申込みから結果公表までの期間は？

A 施設・事業所と評価機関の調整にもよりますが、半年～1年程度です。

Q 誰が調査や評価を行うの？

A 専門分野で一定の経験や資格を有し、評価調査者養成研修を修了した者が評価調査者となります。

Q 訪問調査ではどのようなことをするの？

A 評価調査者が施設・事業所を訪問し、評価項目等に基づきヒアリングを行います。訪問期間は1～2日程度です。

施設・事業所内の見学、利用者や職員に対してのヒアリングが実施される場合もあります。



Q 受審費用はどのくらい？

A 受審料は評価機関によって異なります。詳細は各機関にお問い合わせください。

- * 社会的養護関係施設は、30万8,000円が措置費の第三者評価受審加算と算定されています。
- * 第三者評価の受審および評価結果の公表を行った保育所に対しては、受審料の半額程度を公定価格の加算（15万円）として補助されています。

* Q & A *